
ネイリスト技能検定試験
「3級試験会場登録制度」のご案内

公益財団法人日本ネイリスト検定試験センター（JNEC）では、「2012年春期ネイリスト技能検定試験」より、3級検定試験に「3級試験会場登録制度」を導入致しました。この制度は、検定試験を実施するために必要な条件を満たした教育施設を、JNECの3級試験会場として登録し、当該施設で3級検定試験を実施する制度です。

「公益財団法人日本ネイリスト検定試験センター」（略称JNEC）は、2008年12月に、それまでNPO法人日本ネイリスト協会が実施しておりました検定試験事業を継承して、検定試験の運営と資格認証を専門に行う機関として設立されました。

1997年にスタートしたこのネイリスト技能検定試験は、プロネイリストを目指す人たちの一つの指標として、ネイル業界で最も歴史と権威のある資格となっております。受験者数も年々増加しており、検定試験資格に対する信頼性や重要性の高まりを如実に反映しています。

こうした状況を踏まえ、検定試験センターでは検定試験資格が有する専門性、公平性の価値をさらに高めていくために、設立当初から「公益財団法人」として認定されることを目指して検定試験事業を推進し、2012年7月に「公益財団法人」として認定されました。公益認定を受けることで、検定試験資格は内閣総理大臣が認めたJNECが認証する資格となり、社会的な信頼性、専門性はさらに高い位置付けとなります。

検定試験センターでは、さらなる公平で公正な試験運営に努めてまいりますが、その一つとして、2012年春期検定試験より、「3級試験会場登録制度」を導入致しました。これは、試験会場として一定の条件を満たした教育施設であれば3級試験会場として登録し、試験を実施するもので、幅広い地域で試験が行われることで、多くの方々に受験いただくことが可能となります。

検定試験センターでは、今後、逐次公平で公正な試験運営ができるように、体制や環境を整備してまいります。今後もネイリスト技能検定試験の運営に多大なるご協力とご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、「3級試験会場登録制度」の内容については次掲をご高覧下さい。

公益財団法人日本ネイリスト検定試験センター
代表理事 山東昭子

「3級試験会場登録制度」について

「3級試験会場登録制度」とは、ネイリスト技能検定試験3級の受験生を抱える教育施設が、試験会場として登録されれば、原則として、当該施設の受験生はその会場で試験が受けられます。JNECが指定するオフィシャル試験会場まで出向くことなく、地元で試験が受けられるため、多くの方々に受験機会が増えます。

- 「3級試験会場登録制度」は、JNECが行うネイリスト技能検定試験で、3級試験のみに導入する制度です。
- JNECが定めたネイリスト技能検定試験「3級試験会場登録」条件を満たした教育施設（以下「施設」という）は3級試験会場として登録できます。さらに、その施設に属する3級受験者（団体一括申込み必須）は、原則として、その登録会場での受験となります。
- 3級試験会場登録を希望する施設は、事前に申請書類を提出していただき、その申請書をもとにJNECで審査（申請書の提出から約3ヵ月程度）を行います。
- 審査通過後は、「3級試験会場」として登録いたします。（後日「3級試験会場登録認定書」をお送りいたします）
試験会場としての期間は、登録から3ヵ月以降の検定試験から、1月の冬期検定試験までとなります。
- 登録後は期間満了の2ヶ月前までに書類による申し出がない限り、更新されるものとします。ただし、貸出日（試験日）の確認を行なうため、毎年6月には「年間試験日程確認書」を提出していただき、また、各期（春、夏、秋、冬期）直前にも当該期の「確認書」をご提出していただきます。
- 申請時に届け出た記載事項に変更が生じる場合には、当該変更事象が発生する2ヶ月前までに検定試験センター事務局まで書類による変更届（様式4）を提出していただきます。
変更によって、登録条件を満たすことが出来ない場合は、登録抹消となります。
- 登録会場での試験運営は、「会場責任者」（登録施設の従事者1名を責任者として登録していただきます）のもとで実施致します。
また、会場責任者のほかにも、登録施設に従事する方に監査官として試験運営にご協力いただきます。
- 登録会場で試験を実施する場合は、受験者数に応じて別途定める会場費が支払われます。

「3級試験会場登録」条件

- (1) 登録申請を行う施設は、1回の試験で施設内に受験者20名以上（午前10名以上、午後10名以上）を受け入れることが出来る教室（ホール等）を所有（レンタルは不可）していること。
※モデルを含めると20名以上の収容となります。
※工程審査の際の試験官の動線を確保していること。
※目安の広さ約70㎡以上（複数の教室の合計の広さでも構いません。）
- (2) 当該施設の生徒以外にも一般の受験者を受け入れることが可能であること。
- (3) 館内放送ができる設備を有していること。
※ポータブルのマイクとスピーカー（使用教室数必要）でも可。
- (4) ネイルの実技試験ができる机と椅子を受験人数分（モデル含む）有していること。
※机は、受験者1名につき横幅70cm以上とし、奥行きは40cm～60cmであること。
- (5) 消火設備、非常口等消防法を遵守した施設であること。
- (6) 換気設備を有し、ネイルの実技試験に必要な照度を有していること。
- (7) 年4回開催予定の3級検定試験のうち、1日以上貸し出しが可能であること（設営日を除く）。試験運営の際は、設営・監査等で登録施設に従事する者が、監査官として受験者30名に対して1名が必ず協力できること。
- (8) 受験者・モデルの収容人数に対して相応のトイレを有していること。
- (9) 審査時における受験生の待機スペース※が施設内に確保できること。
※待機スペースとは、審査に支障のない環境にあることを言う。
- (10) 申請にあたり、下記書類を提出すること。
 - ①ネイリスト技能検定試験「3級試験会場登録申請書」（様式1）
 - ②施設・設備の概要報告書（様式2）
 - ③ネイリスト技能検定試験「3級試験会場」の登録申請に関する誓約書（様式3）
 - ④施設の図面（※待機スペースを表記すること）
 - ⑤施設案内（学校案内パンフレット等）

「登録会場」での検定試験運営方法について

(1) 試験日程

- 試験日は、春期(4月)、夏期(7月)、秋期(10月)、冬期(1月)の日曜日で、JNECが指定した日の開催となります。
※試験日は1年前(前年6月)に告知致します。
- 試験当日の開場時間は午前7時～午後6時までとなります。

(2) 運営

- 受験者の振り分けについて
 - ①3級受験者は申込時に希望エリア(都道府県※1)を選択されるので、まずは登録試験会場が最少催行人数である20名となるように受験者を振り分けます。
※1東京都は西東京と東京23区、静岡県は県東と県西、北海道は札幌と道東、道北に分かれます。
 - ②エリア内の全ての登録試験会場が20名に達した場合、残りの一般受験者(登録試験会場の生徒ではない受験者)は収容人数(定員)が多い登録試験会場から順に振り分けていきます。
 - ③一般受験者を合わせても、20名に満たない登録試験会場が発生した場合は、その会場は使用せず、自校の受験者含め同エリア内の他の登録試験会場に振り分けます。
※同エリア内の試験会場すべてが定員に達してしまった場合は、別エリアでJNECが指定する定員が無いオフィシャル試験会場に振り分けます。
- 試験は、「会場責任者」(登録施設の従事者1名を責任者として登録していただきます)のもとで実施致します。
- 試験官(審査担当)はJNECが委嘱した試験官を派遣します。
- 前日設営及び試験当日の試験運営(誘導、インフォメーション受付、監査、館内放送等)は、登録施設の従事者にご協力いただきます。ご協力いただく方には、JNECが「監査官」として委嘱します。
※試験当日は会場責任者および監査官の方に試験運営を行っていただきます。
※試験運営に必要な資材等は、事前(試験実施の2～3日前)にJNECよりお送りします。
- 会場費(試験日1日当り)は、次の通りとなります。
※別途監査官日当(5,000円)を支給致します。

①受験者 20名以上～ 30名未満	50,000円
②受験者 30名以上～ 50名未満	100,000円
③受験者 50名以上～100名未満	150,000円
④受験者100名以上～150名未満	200,000円
⑤受験者150名以上～200名未満	250,000円
⑥受験者200名以上～	300,000円

「3級試験会場登録制度」申請手続きフロー



